

【質問・回答】

案件名 交通局本局庁舎及び教習所庁舎 特殊建築物等定期点検等業務

No. 1

No.	質問内容	回答
1	<p>交通局本局庁舎及び教習所庁舎 特殊建築物等定期点検等業務の仕様についての疑義が発生しましたので、FAXにて質問状を送付いたします。</p> <p>仕様書の「3 業務仕様」の「(3) ただし外装仕上げ材（タイル、石貼り等、モルタル等の劣化及び損傷状況については、テストハンマーによる打診等の検査を赤外線による調査に代えることができる。」</p> <p>とございますが、仮にテストハンマーでの打診を行うとして、手の届く範囲を打診し、届かない場所については目視点検のみというのは認められますか。</p>	<p>テストハンマーによる打診もしくは赤外線による調査が外壁全面に必要となります。一部の目視点検のみは認められません。</p>